

資料 3 – 1 「設計の経年化管理の取組に関するご意見への対応について」に関するコメント

- (1) 4 ページの注 2 について
- (a) 「その品質を確保すべく、日本原子力学会標準等に準拠することが望ましい」とあるが、学会標準に準拠しているというだけでは品質は十分とはいえないのではないか。
 - (b) 「不確実さを排除する相対的な評価等の工夫が推奨」とあるが、不確実さを排除できる相対的な評価とは何を指しているか。また、PRA の不確実さの要素は多く、それらを排除するのは、現実的ではないのではないか。
- (2) 4 ページの「a-2」について、本ガイドでは、PRA に沿って評価結果の重要である順番に対策を行うこととなっているが、どのプラントにおいても、エナジェティック事象の発生確率が低いことは自明であり、エナジェティック事象の対策の重要度は常に低い、または対応不要という結論となる。「2.2 評価」の項目において、シーケンスごとの比較、機器重要度のみではなく、エナジェティック事象に対する対策について、破損モード別の絶対値の差異などに着目した分析を行う必要があるのではないか。
- (3) 10 ページの「(解説 1-1) 評価の事例 (BWR 格納容器)」の「表「3. 対策案の抽出」」において、「取組状況」の欄には「建設時」、「新規制で対応済み」、「AM で対応済み」、「ソフト」及び「自主で対応済み」とあるが、それぞれがどのような意味か、また、どのような意図で記載しているのかを説明して下さい。